

介護保険料の賦課誤り

1 誤りの内容

平成27年4月の介護保険法改正（第200条の2）により、介護保険料の賦課決定（更正）は、「各年度における最初の納期の翌日から起算して2年を経過した日以降においてはすることはできない」とされています。

この最初の納期について、普通徴収（納付書・口座払い）では7月末日、特別徴収（年金からの天引き）では5月10日であり、それぞれの翌日から起算して2年後を賦課期限とすべきでしたが、特別徴収の賦課期限を普通徴収と同じ7月末日として設定してしまったことにより、賦課期限経過後に更正してしまったことが判明しました。

このような事態を招いたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後は再発防止に取り組んでまいります。

2 対象保険料

平成29年度から令和4年度に賦課更正をした平成27年度から令和2年度の介護保険料

3 対象件数及び金額

(1) 賦課誤りにより保険料を増額賦課更正した件数及び金額

80件 1,529,700円

(2) 賦課誤りにより保険料を減額賦課更正した件数及び金額

74件 1,721,700円

4 今後の対応について

- ・保険料を納付済みの過大賦課対象者には、お詫びの文書と還付手続き開始をお知らせする文書を発送し、今後、速やかに還付手続きを行います。
- ・過少賦課対象者には、介護保険法により賦課決定できる期間（2年）を過ぎていることから、保険料の返還は求めないこととします。

5 再発防止策

法改正の際には、複数の職員でシステム設定の必要の有無などの対応を検討し、その対応を確実に実施できるよう、システム業者との連携体制を整え、再発防止を徹底してまいります。

6 その他

本件は、全国の自治体で同様の事案が相次いでいることから、本市においても調査したところ判明したものです。

※還付金詐欺にご注意ください。市役所職員が電話でATMの操作を求めることはありません。

本件に関するお問い合わせ先

介護保険課 保険料係

電話 直通 / 027-898-6158